課税標準の特例（認定先端設備）提出書類チェックシート

（取得期間　令和7年4月1日～令和9年3月31日）

本チェックシートを「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例適用申請書」に添付してください。

令和　　年　　月　　日提出

事業者名		特例内容	認定先端設備
担当者名		連絡先	
資本金	円	従業員数	人

①課税標準の特例適用条件の確認について【下記内容について提出前に確認を行い、当てはまる方に○をつけてください】

NO.	確認内容			
1	対象となる事業者			
2	先端設備等導入計画の申請者が会社及び資本金又は出資を有する法人の場合	賦課期日（本年1月1日現在）において、資本金又は出資の総額は1億円以下です。	いいえ	はい
		賦課期日（本年1月1日現在）において、「**大企業の子会社**」に該当しません。	いいえ	はい
		※大企業…資本金又は出資の総額が1億円を超える法人、資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人超の法人。中小企業投資育成株式会社を除く。 **※大企業の子会社…** ①同一の「大企業」に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を所有されている法人 ②複数の「大企業」に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人	いいえ	はい
	先端設備等導入計画の申請者が資本金又は出資を有しない法人や個人の場合	賦課期日（本年1月1日現在）において、常時使用する従業員数は1,000人以下です。	いいえ	はい
	対象となる償却資産			
	①年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備です。		いいえ	はい
	②生産、販売活動等に直接使用します。		いいえ	はい
	③中古資産ではありません。		いいえ	はい
	④下表に該当します。		いいえ	はい

資産の種類	機械及び装置	工具（測定・検査）	器具及び備品	建物付属設備（償却資産のみ）
取得価額（1台1基あたり）	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
取得期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日まで			

3	「先端設備等導入計画申請書」記載の先端設備等の取得金額と、償却資産申告書の資産の取得価額は一致していますか？ 「いいえ」の場合はその理由（例：見積り価格と実際の購入価格との差額によるもの）を下欄にご記入ください。	いいえ	はい
	理由		
	※差額が大きい等、確認が必要と判断された場合には、設備購入時の契約書等を追加で提出していただくことがあります。		

②必要提出書類の確認【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄をチェックしてください】

NO.	提出書類	チェック
1	先端設備等導入計画に関する確認書（認定支援機関が発行した確認書）	□
2	先端設備等導入計画に係る認定書の写し	□
3	投資計画に関する確認書（認定支援機関が発行した確認書）	□
4	リース契約書の写し（※）	□
5	固定資産税軽減額計算書の写し（※）	□
6	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（従業員が賃上げ方針を表明する場合）	□
7	課税標準の特例（認定先端設備）提出書類チェックシート（当該書類）	□
	（※）リース会社が申告する場合は、①～③に加えて提出が必要になります。	

泉南市税務課